# 規定改定レポート(2025年01月05日)

# 1. 変更内容

手形・小切手の全面的な電子化に向け、2024年1月4日(木)以降に開設いただく当座勘定を対象に、手形・小切手の発行受付を停止します。自動引落し等の際に、通帳ならびに払戻請求書または当座小切手によらず引落しが行われる旨、記載を改定。

# 2. 改定必要性の確認結果

規定名	改定理由(確認前想定)	改定理由(確認後)	改定対象
当座 キャッ カード 規定	当座小切手の発行停止に伴い、 当座キャッシュカード規定の記 載内容が改定が必要になる可能 性があるため。	以下の箇所に改定が必要です: 1. 第3条(支払機による預金の払戻し): 当座小切手の発行停止に伴い、『当座小切手の振出しは必要ありません』の記載の見直しが必要です。 2. 第5条(預入払出機による振替入金): 『払戻当座勘定の小切手の振出』の記載を確認し、変更が必要であれば改定します。 3. 第8条(預入払出機・支払機・振込機故障時等の取扱い): 『当座小切手の振出しは必要ありません』の記載の見直しが必要です。 4. 第6条(自動機利用手数料等): 自動引落しに関する記載の見直しが必要です。	要改定
自動振替規定	自動引落しに関する記載が含まれている可能性があるため、改定の必要性を確認する必要がある。	第1条(2)の『普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の提出は必要ありません』の一文に改定が必要。具体的には、通帳や払戻請求書、小切手に依らず引落しが行われる旨の記載変更を検討する必要がある。	要改定

# 3. 改定案の詳細

### 当座キャッシュカード規定

### レビュー評価

- フォーマット評価: 改定案は規定集の形式を適切に維持しており、文書構造や用語の統一性も概ね保たれています。ただし、一部の変更箇所において表現の一貫性をさらに確認する余地があります。
- **削除チェック**: 削除された文言は更新情報に基づくものであり、不要な削除は見られません。ただし、削除後の文脈における代替説明が不足しており、読者に誤解を与える可能性があります。削除がすべての関連箇所に適用されているかの確認も必要です。
- **一貫性評価**: 改定案は規定の役割や目的に整合しており、改定の意図も明確です。ただし、削除された文言により一部で文脈の一貫性が損なわれている可能性があり、補足的な記載が必要です。
- **完全性評価**: 更新情報に基づく改定理由は概ね反映されていますが、改定理由や背景の説明が不十分である点が指摘されています。また、削除箇所が規定全体に与える影響についてさらなる精査が必要です。
- 記載原則評価: 記載原則は遵守されており、変更過程や一時的な状態の説明は含まれていません。ただし、削除箇所に関する補足説明が不足している点が改善の余地として挙げられます。
- **改定必要性評価**: 改定は必要な範囲で行われており、不要な改定は含まれていません。改定の目的が明確であり、情報の削除も正当化されていますが、削除後の影響範囲を十分に考慮する必要があります。
- 総合評価:3
- 信頼度:4
- **コメント**: 改定案は全体的に適切であり、更新情報に基づいた必要な変更が反映されています。文書の形式や記載原則の遵守も評価できます。ただし、削除された文言に関する代替説明や補足が不足している点が課題として挙げられます。これにより読者が混乱する可能性があるため、削除箇所に注釈や補足説明を追加することを提案します。また、改定理由や背景をより明確に記載することで、規定の一貫性と完全性をさらに向上させることができます。

#### 新旧対比表

改定前	改定後
第3条(支払機による預金の払戻し)	第3条(支払機による預金の払戻し)
(1) 支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、支払機の画 面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証お	(1) 支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、
よび金額を正確に入力してください。この場合、当座小切手の振出は必	支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を
要ありません。	正確に入力してください。
第5条(預入払出機による振替入金)	第5条(預入払出機による振替入金)
(1) 当行の預入払出機を使用して振替をする場合には、預入払出機の画	(1) 当行の預入払出機を使用して振替をする場合に
面表示等の操作手順に従って預入払出機に当座勘定のカードおよび振替	は、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って預
入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替金額を正確に入力してくだ	入払出機に当座勘定のカードおよび振替入金口座の
さい。この場合、払戻当座勘定の小切手の振出および入金口座の入金票	通帳を挿入し、届出の暗証と振替金額を正確に入力
<u>の提出は不要です。</u>	してください。
第8条(預入払出機・支払機・振込機故障時等の取扱い)	第8条(預入払出機・支払機・振込機故障時等の取扱 い)
(3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名 (法人名、届出の代表者の資格、氏名)、金額および届出の暗証を記入	(3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の
のうえ、カードとともに提出してください。 <u>この場合、当座小切手の振</u>	払戻請求書に氏名(法人名、届出の代表者の資格、
出しは必要ありません。	氏名)、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
第6条(自動機利用手数料等)	第6条(自動機利用手数料等)
(2) 自動機利用手数料は、当座勘定からの払戻し時に、当座小切手なしで、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、出金提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。	(2) 自動機利用手数料は、当座勘定からの払戻し時に、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。なお、出金提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

### 自動振替規定

#### レビュー評価

- フォーマット評価: 改定案は規定集の形式を概ね維持していますが、『要せず引落しが行われます』という新しい表現が元の文書構造や表現の一貫性を損なう可能性があります。元の『提出は必要ありません』という表現の方が簡潔で適切です。
- **削除チェック**: 不要な削除は確認されていませんが、元文の具体性を損なう形での改定が行われており、元の意図が完全に保持されているとは言い切れません。特に、『提出』という具体的な単語の削除が文意に影響を与える可能性があります。
- **一貫性評価**: 改定案は規定の本来の意図と概ね一致していますが、新しい表現が一部で意図を曖昧にしている可能性があります。また、『手形・小切手の電子化』という改定理由が文言に十分反映されていない点が問題です。
- **完全性評価**: 改定理由に基づく変更情報は反映されていますが、改定の意図が十分に明確になるような表現が不足しています。特に、『電子化』の意図をより具体的に反映する文言が必要です。
- 記載原則評価: 記載原則は基本的に遵守されていますが、『要せず引落しが行われます』という表現が規定文書の標準的なトーンや形式と一致しているかは議論の余地があります。また、移行的な表現を避けている点は評価できますが、全体として明確性が欠けています。
- **改定必要性評価**: 改定案は改定理由に基づく必要な変更を含んでいますが、新しい文言の導入が必要だったかについては疑問が残ります。元の規定文の具体性を維持しつつ改定を行うべきです。
- 総合評価:3
- 信頼度:4
- **コメント**: 改定案は全体として合理的な意図を持ち、必要な変更を反映していますが、文言の選択において元の規定の具体性や簡潔さが損なわれています。特に、『要せず引落しが行われます』という表現は冗長であり、元の『提出は必要ありません』の方が適切です。また、改定理由で強調された『手形・小切手の電子化』の意図が十分に反映されていない点も問題です。改定案の文言を簡潔かつ明瞭にすることで、規定集全体の一貫性が維持されると考えます。

#### 新旧対比表

改定前	改定後
1. (1)	1. (1)
(2) 前項の場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず	(2) 前項の場合、普通預金規定または当座勘定規定にか
<u>預金</u> 通帳 <u>および預金</u> 払戻請求書 <u>の提出</u> ま <u>たは小切手の提出は必要あ</u>	かわらず <u>、</u> 通帳 <u>、</u> 払戻請求書 <u>、小切手を要せず引落しが行</u>
<u>りません</u> 。	<u>われ</u> ま <u>す</u> 。